

## 栃木県わがまち未来創造事業交付金交付要領

(趣旨)

**第1条** 県の交付する栃木県わがまち未来創造事業交付金（以下「交付金」という。）については、栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号。以下「規則」という。）及び栃木県わがまち未来創造事業実施要綱（以下「要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

(交付の目的等)

**第2条** 交付金の目的、交付の対象である事業の内容、その交付率又は限度額及び交付の相手方は、次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付する。

交付の目的	交付の対象である事業の内容	交付率又は限度額	交付の相手方
地域の特色を活かしながら住民自らが実践する地域づくり活動や、市町の範囲を越えて地域活性化を図るための広域的な取組を支援することで、各地域における地方創生の実現に資することを目的とする。	1 単独事業 地域づくり団体等が取り組むソフト事業及びハード事業	別表1及び別表2のとおり	市町
	2 連携事業 栃木県内の複数の市町又は複数の市町の地域づくり団体等が、市町の範囲を越えて広域的に取り組むソフト事業		

(交付の申請)

**第3条** 交付金の交付を受けようとする者が、規則第4条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき申請書の名称	様式	部数	申請書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち未来創造事業交付金交付申請書	規則の別記様式第1号	1	1 事業計画書 2 その他の知事が指定する書類	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(交付条件)

**第4条** 規則第6条の規定による条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 交付事業に要する経費の配分の変更又は交付事業の内容の変更（次条の軽微な変更を除く。）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- (2) 交付事業を中止又は廃止する場合においては、知事の承認を受けること。
- (3) 交付事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該事業の遂行が困難となった場合においては速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

(軽微な変更)

**第5条** 前条第1号における軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 事業計画の事業主体、目的、概要、事業期間その他主要な内容の変更
- (2) 事業計画（単位事業）の交付申請額の増又は30%以上の減

(変更の承認)

**第6条** 第4条の規定に基づく知事の承認を受けようとする場合には、変更承認申請書（別記様式第1号）に変更の内容及び理由を記載した書類を添付して知事に提出しなければならない。

(状況報告)

**第7条** 規則第11条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち未来創造事業状況報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(実績報告)

**第8条** 規則第13条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき報告書の名称	様式	部数	報告書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち未来創造事業実績報告書	規則の別記様式第2	1	事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(交付金の請求)

**第9条** 規則第18条の規定により提出する書類は、次の表に定めるところによる。

提出すべき請求書の名称	様式	部数	請求書に添付すべき書類の名称	様式	部数	提出期限
栃木県わがまち未来創造事業交付金交付請求書	規則の別記様式第4	1	1 交付決定通知書の写し 2 交付金額確定通知書の写し 3 事業実績書	要綱の別記様式第1号	1	知事が別に定める日

(書類の整備等)

**第10条** 規則第23条で規定される帳簿及び証拠書類は、当該交付事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(財産の処分制限期間)

**第11条** 規則第24条第1項ただし書の規定による財産処分の制限をする期間は、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を準用する。

## 附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成28年度分から平成32年度分の交付金に適用する。

別表 1 (第 2 条関係)

事業主体	事業種別	交付率	
		単独事業	連携事業
市町	ソフト事業		1 / 2 以内
地域づくり 団体等	ソフト事業	交付対象経費に対し市町が 交付する額の 1 / 2 以内	交付対象経費に対し市町が 交付する額の 1 / 2 以内
	ハード事業	交付対象経費に対し市町が 交付する額の 4 / 10 以内	

別表 2 (第 2 条関係)

	県の支援期間における総交付限度額 (交付金ベース)	
	単独事業	連携事業
上限額	単位事業当たり 3, 0 0 0 千円	単位事業当たり一市町 3, 0 0 0 千円